

浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使ってくださいよう、皆様のご協力をお願いいたします。

保守点検

■ 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

■ 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3〜4回行う必要があります。

■ 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

■ 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

■ 年に1回以上（全ばつ気方式は6か月に1回以上）行う必要

■ 要があります。

■ 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

■ 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

■ 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月の間に1回行う必要があります。その後は毎年1回行う必要があります。県指定検査機関である（公

社）茨城県水質保全協会にお

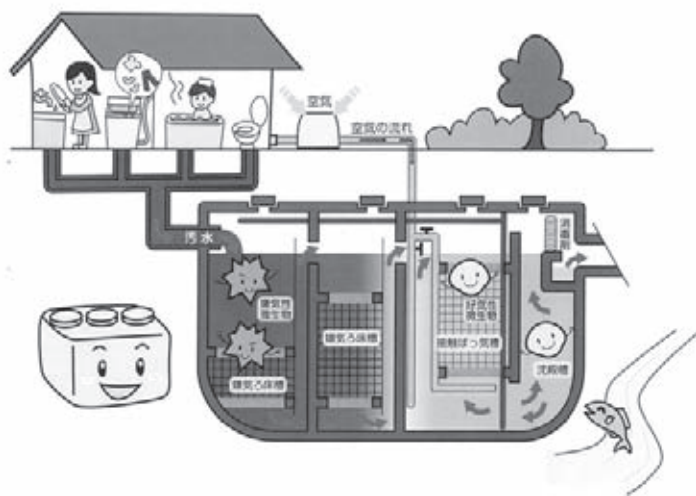
申し込みください。

（☎029(301)4004）

一括契約システム

■ 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。

■ 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。



お問い合わせ

- ・茨城県生活環境部環境対策課 ☎029(301)2966
- ・役場生活安全課 生活環境G ☎(84)3618 (直通)

あなたの飼い犬・猫が近所から好まれるようにしましょう

近年、犬・猫によるふんやいたずらなど様々な苦情が寄せられています。

近所の迷惑にならないように、飼い主のきちんとした管理が必要で

■ 茨城県では、「あなたの街を犬のふんゼロ・放し飼いゼロにしよう」をテーマに、10月を「飼い主マナー向上推進月間」と位置付けていますので、適正な飼育に関する普及啓発が図れるよう、飼い主の方のご理解ご協力をお願いいたします。

犬の飼い方とマナー

①ふんはビニール袋に入れて持ち帰りましょう

■ ペットのふんの後始末は、飼い主の義務です。

■ ふんの中の寄生虫や病原菌で病気になる危険があります。

■ 環境美化に努め、ふんゼロを目指しましょう。

②ノーリードで散歩しないようにしましょう

■ ノーリードで散歩すると、飼い犬が道路に飛び出し、交通事故にあってしまうなど多くの危険があります。

■ 公園内等においても、ノーリードにしないよう心がけましょう。

猫の飼い方とマナー

①飼い猫はできる限り室内で飼いましょう

■ 屋外は、交通事故、感染症、猫どうしのけんかなど多くの危険があります。

■ また、近所の家でふんをしたり、畑を荒らしたり、車の上に乗ってキズをつけてしまうなど、近所の迷惑にもなりかねません。

②飼い猫には首輪と名札または鑑札を付けましょう

■ 迷い猫の連絡が入った時に、飼い主へ連絡することができま

す。

◎県や町では、迷い猫等の捕獲・駆除は実施していません。

■ 迷い猫等が庭に寄りつかないようにするには、ホームセンターなどで販売している迷い猫等避けグッズの他に、忌避剤や木酢液、コーヒード豆のかす、タマネギの薄切り、赤トウガラシを刻んだものなどを庭にまくと効果があるといわれています。

お問い合わせ

- ◆生活安全課 生活環境G ☎(84)3618 (直通)
- ◆茨城県動物指導センター ☎0296(72)1200